

「滋賀の幸」ブラッシュアップ応援事業のご案内(令和6年度1次募集)

【令和6年度「滋賀の幸」ブラッシュアップ応援事業補助金】

～ 県産農畜水産物の大都市圏への販路開拓を支援します～

滋賀県内の農畜水産物生産者等が、県産の農畜水産物またはその加工品を、大都市圏の展示商談会およびテストマーケティングへ出展する場合に、経費の一部を補助します。

補助対象者

- ① 滋賀県内で活動する農畜水産物生産者
- ② 滋賀県内に事業所のある、県産の農水産物を原料とする食品を加工する事業者

補助対象事業

- ① テストマーケティング
(県が主催・共催するものおよび「ここ滋賀」での企画催事に出展するものに限る。)
- ② 展示商談会(企業間取引を目的として、複数事業者が出展するものに限る。)

- ※ ②については、オンラインでの参加も対象とします。
- ※ 同一の経費について、国または県から補助を受ける場合は、本支援を併用することはできません。
- ※ 本補助金の交付は、1事業者1回までとします。

補助額・対象経費・補助率

事業	区分	対象経費	補助率	補助限度額
首都圏販路開拓活動支援事業	テストマーケティング	1. 出展経費 出展料・スペース料、展示装飾費・工事費、備品レンタル料、電気代、パネル等製作費 ほか	補助対象経費の1/2以内	150千円以内 (ただし、補助金の交付は、1補助対象事業者あたり1回までとする。なお、出展回数は1回のみに限らない。)
	展示商談会	2. 輸送等経費 出品物梱包費および輸送費 3. 旅費 交通費および宿泊費 4. 広告宣伝経費 パンフレット作成費、商品カタログ製作費 ほか		

1 補助対象経費は、いずれも展示商談会等への出展に必要とするもので、交付決定日以降に着手されたものに限ります。ただし、交付申請書を提出した後において、やむを得ず交付決定日までに事業に着手する必要がある場合は、「令和6年度「滋賀の幸」ブラッシュアップ応援事業費補助金事前着手届」により提出することとします。

3 補助金交付額は、千円未満を切り捨てます。

4 県の別の補助事業の対象となっている経費を対象とすることはできません。

5 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがあります。

参加条件

次の要件を全て満たすこと。

- ① 滋賀県外に販路開拓を行う意思があり、商談可能な商品を有していること。
- ② 事後に行うアンケート(商談成立状況等)に回答すること。

受付・決定方法

令和6年(2024年)5月13日(月曜日)まで【必着】

★ 公募要領や申請書は滋賀県HPに掲載しています↓↓

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/336967.html>

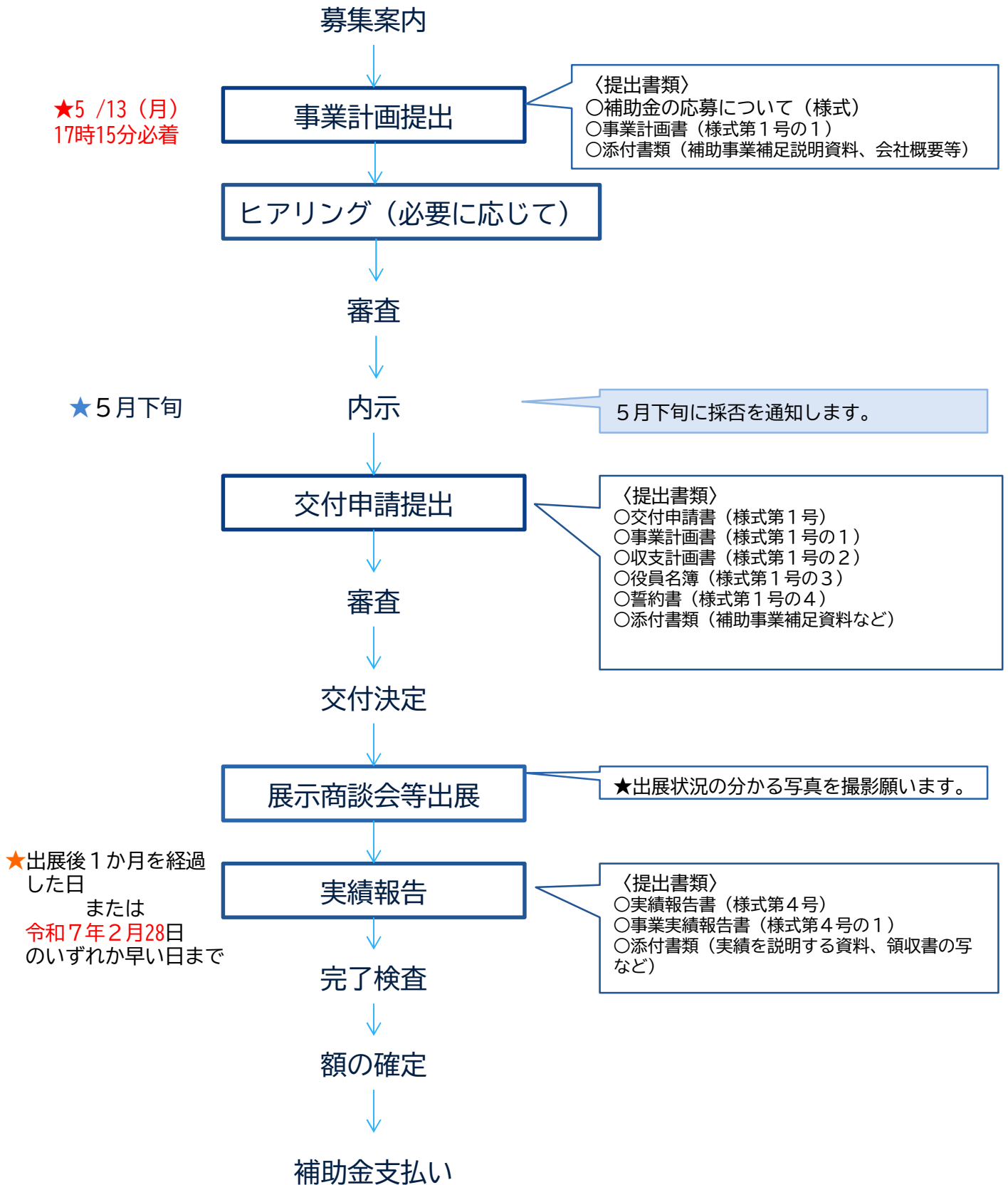
※ 本補助金には審査があり、事業要件を満たさない場合や応募者多数の場合、書類を提出しても補助対象とならない場合があります。予めご了承願います。

【お問い合わせ・申請書の提出先】滋賀県農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室 マーケティング係 ○○

TEL:077-528-3892 メールアドレス gc01@pref.shiga.lg.jp

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1(県庁本館4階)

受付・決定方法



詳細は、公募要領をご確認ください。

【お問い合わせ・申請書の提出先】

滋賀県 農政水産部 みらいの農業振興課 食のブランド推進室 マーケティング係 ○○
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1（県庁本館4階） TEL 077-528-3892 FAX 077-528-4882
メールアドレス gc01@pref.shiga.lg.jp